

【刑 法】

問題 次の事例における X、Y 及び Z の罪責を論じなさい（特別法違反に関しては不問とする）。

X は、主として家電会社やパソコン等の電子機器会社の製品を保管する甲倉庫会社の警備員であるが、A 及び B に誘われ、その倉庫内の高価なパソコン等の電子機器と一緒に盗んで売却して金銭を得ようと企て、某日午後 10 時に、A と B が倉庫内に侵入してパソコン等を盗み出し、X は警備員詰め所にいて誰も邪魔が入らないように見張るといふ犯行計画を立てた。

ところで、Y は、仕事の関係で甲倉庫会社によく出入りし、X と懇意になり、種々の便宜をはかってもらっていたため、当日も午後 10 時少し前、出張の手土産を持って X ひとりで勤務する同詰め所を訪れて世間話をしていた。ところがまもなく、体調不良で便意を催していた X は、遂に我慢できなくなり、「どうも今日は腹具合が良くない、ちょっと行って来るので待っていてくれ。その間に何かあったら携帯に電話してくれ。」と言ってトイレへ駆け込んだ。

Y は、同詰め所でひとり煙草を吸いながらしばらく X の帰りを待っていたが、何気なく防犯用のテレビモニターの方を見ていると、倉庫から物品を盗む A 及び B の姿が画面に映し出され、そのうちの 1 人 (A) が、Y の会社の上司である人事担当取締役 Z の息子 C であるように見えた。A と C は遊び仲間であり、Y は、A を上司 Z の息子 C と思い込んでいたので、C と誤認したのであった。Y は、非常に驚いたものの、この犯行を見逃してやろうと考え、X に電話をしなかった。約 15 分後にトイレから戻ってきた X が「何もなかったか。」と 2 度にわたって尋ねたが、Y は「別に何もなかった。」と答えたのみであった。X がトイレから戻ってきた時には、A 及び B の姿はテレビモニターには映っていなかった。他方、A 及び B は、X が見張ってくれているものと信じていたのであり、第三者 Y に自分たちの犯行を気づかれるなどとは全く予想もしていなかった。なお、警報機は故障により作動しなかった。

翌日、Y は、Z に対し、C と誤認している A らの上記犯行を告げ、「どこにも内密にしておくから、自分を今度新設の支店の支店長にして貰いたい。」旨申し向けた。Z は、悩んだ末、我が子可愛さから C にこの件について問いただすこともなく、結局、別の部下を予定していたその支店長に Y を抜擢することにした。

他方、Cは、Aから「戦利品だ、お前にやろう。」と言われて、それがどこから盗んだ物であるかも知れないと思いつつも受け取っていた多機能付の電子辞書を、現金欲しさからZに「友人から貰ったが、要らないので買い取って欲しい。」と持ちかけたところ、Zは、それが例の犯行で得たものかも知れないと思いつつも、確かめることなく、言い値の10万円で買い取ってやった。